

## 第12回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成20年7月16日(水) 午後1時30分から午後4時00分まで

(2) 場 所 県庁西庁舎12階 講堂

(3) 出席者

#### ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 岩渕敬 小川静子 杉山元治 田崎由子 常松明男

羽田則男 藤田一巳 松野義廣 森岡幸江

#### イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 工事検査課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹

森林計画課主幹 技術管理課主幹兼副課長 出納局入札用度課主幹兼副課長

教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課次席 農林技術課副課長兼主任主査

県北建設事務所主幹兼建築住宅部長 県南建設事務所主幹兼事業部長

会津若松建設事務所主幹兼事業部長 南会津建設事務所主幹 勿来土木事務所長

県南地方振興局出納室長 南会津地方振興局出納室長

会津地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長 いわき地方振興局出納室長

外各発注機関担当者

(4) 次 第

#### ア 開会

#### イ 議事

##### (ア) 報告事項

a 総合評価方式と工事成績について

b 工事請負契約における単品スライド条項の運用について

c 県発注工事の入札等結果について

d 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

##### (イ) 審議事項

抽出案件について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) その他

#### ウ 閉会

### 2 発言内容

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから第12回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。  
議事につきましては、美馬委員長よりお願いいたします。

#### 【美馬委員長】

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、これから審議に入りたいと思います。

まず初めに、本日の議事の進め方につきまして、協議いただきたいと思います。

本日の議題は、報告事項が4件、審議事項が1件、合計5件でございますが、審議事項の「抽出案件について」ですが、今回の抽出のテーマが、「見直し後の最低制限価格又は低入札調査基準価格を設定した案件」となっております。この案件は、最低制限価格やその設定方法について議論が及ぶ可能性がございます。そうしますと、現在、非公開となっている最低制限価格などに関して議論されることが予想され、これが、皆様のお手元にあります「会議の公開等に関する取扱要領」第2条第1項第3号に該当するのではないかとこの心配がございます。内容は、「会議を公開することにより、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」、こういう可能性がありますので、できれば、この後半の案件につきましては、非公開にした方がいいのではないかと思います。いかがでございましょうか。

(異議なしの声)

#### 【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

それでは5番目の「抽出案件について」につきましては、非公開とさせていただきます。

それでは議事に入りたいと思いますが、議題に入ります前に、前回、羽田委員の方から現場代理人の常駐義務緩和に関わりまして、労働局に確認しているかどうか、そしてその場合にどういう対応が考えられるのかという質問がありました。県の方からその結果について、御報告願います。

**【入札監理課長】**

福島労働局に確認いたしました。その結果、労災につきましては、事故が発生した原因などにより認定されるものであって、現場代理人が常駐している、していないということは影響しないという回答を受けております。

なお、県といたしましては、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生体制がおろそかにならないように指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

**【美馬委員長】**

羽田委員、よろしゅうございますか。

**【羽田委員】**

はい。

**【美馬委員長】**

それでは、報告事項アでございます「総合評価方式と工事成績について」の説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料1により説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。

今の報告に関しまして、何か御質問等ございますか。

**【羽田委員】**

今、事務局から工事成績点が52点だった工事の内容についてお聞きしましたので、そこは重複しません。ただ、総合評価で行った中で、最低が70点ということでクリアしているようにも見えるんですけど、しかし、70点というのは、これを見ますと、1件だけのようなんです。総合評価というのは一定程度技術力も含めた評価をしているのであって、この70点という業者の評価、標準点の65点は上回っていますけれど、なぜ、低かったのか、わかれば具体的に教えていただきたいと思います。

**【美馬委員長】**

総合評価の70点というのはどういう内容だったかということです。

**【入札監理課長】**

詳しくは申し上げられないのですが、例えば、施工管理で減点になっております。後は工事の出来ばえとか品質のところでもまったく点数がプラスされていないということで、結果として70点ということでございます。

**【美馬委員長】**

65点が標準点で70点ということです。評価項目とすれば、先ほど言われたようなところの評価点が低かったということのようです。総合評価方式というのは、工事の評価だけではなくてほかのいろいろな要因が総合的に評価されるわけですね。

**【入札監理課長】**

はい。

**【美馬委員長】**

どうですか、羽田さん。

**【羽田委員】**

工事検査が終わってますので、それ以上は結構ですが、ただ、総合評価により落札者となった業者の割には、1件だけ評価が低いのかなと思いましたので。そこら辺は、今言った中間検査とか、現場現場の指導をしてやっているんでしょから、是非工事の施工については、きちんと監督していただきたいと思います。

【美馬委員長】

はい。どうもありがとうございました。

ほかにいかがですか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

それでは、報告事項2番目「工事請負契約における単品スライド条項の運用について」を御説明いただきしたいと思います。

【入札監理課長】

(資料2により説明)

【美馬委員長】

この事項について、御質問いかがですか。

これは、国の指示に基づくものですか。

【入札監理課長】

各自治体で判断できるわけでございますが、いわゆる物価の上昇とか工事費における割合などについては、国が指定したということも踏まえまして、県として判断したということでございます。

【美馬委員長】

ほかに質問いかがですか。

非常にこの2品目については、価格高騰が激しいということで、スライド条項を入れるということでした。

よろしゅうございますか。

(特になし)

それでは3番目の案件であります「県発注工事の入札等結果について」を御説明いただきしたいと思います。

【入札監理課長】

(資料3及び資料3-1により説明)

【美馬委員長】

20年の1月から3月までの契約分についての御説明でございました。

落札率については、前回よりは3.14上がっていると。条件付一般競争入札については、0.95ですが、随意契約の部分が非常に多くなっておりますので、これの要素を入れるとトータルとすれば、3.14となる。条件付一般競争入札に限れば0.95の増ということになるようです。さらに、今年度の4月・5月分の報告につきましては、資料の3-1でございます。現在はこういう風になっているということでした。指名競争入札につきましては、1番低い札のところ失格になったので、結果としては、落札率が95.2%になったという説明でございました。

何か御質問ございますか。

【安齋委員】

2つほどあるんですが、まず1つ目は2ページ目ですが、平均入札参加者数が3者以下というのが気になります。鋼橋上部工事のAランクで、5件あるんですが平均2.80者。PC橋上部工事のA・Bランクで、1件なんですけど2者。機械設備工事で、Aランクで1者、Cランクで1者というのが気になります。

もう1つは、21ページの警察本部の工事で条件付一般競争入札なんですけど、11件中7件が落札率80%ピッタリというのが気になるんですが、その辺の説明をお願いします。

【入札監理課長】

警察の21ページのところで、落札率が80%なのが7件あるわけなんですけど、従来から電気設備、通信設備につきましては、80%でくじ引きというのが多かったわけで、この案件につきましても、1つ目は5者によるくじ引き、1つ飛んで3つ目につきましても13者のくじ引き、その次は2者、5者、10者、それと最後は5者によるくじ引きということでございまして、こ

の時につきましては、前の最低制限価格の時代でございますので、4月以降の分については、落札率80%というものは出ておりません。

【美馬委員長】

最初の方はどうですか。2ページ目の入札参加者数が少ないという件については。

【入札監理課主幹兼副課長】

鋼橋とPC橋の橋りょう関係につきましては、そもそも県内における有資格の企業の数が少なく、全国に広げて入札しているということもございまして、参加者の総数そのものが他の工事に比べて少ないということが1つの要因になっているのではないかと考えております。それと機械設備の工事につきましては、1者となっておりますが、それぞれの発注工事の個別の事情によって、こういう結果になっているのではないかと考えております。

【美馬委員長】

安齋さん、いかがですか。よろしゅうございますか。

【安齋委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかに御質問はございますか。

【常松委員】

資料3-1のところですが、1番右下のところ、予定価格250万円以下の工事、件数25件で、平均落札率が89%となっておりますが、先に指名競争入札の一部試行を決めた段階で、県においては、予定価格250万円以下の工事については、たぶん随意契約で行っているという話があったかと思うんです。ところが、ここを見ますと、250万円以下の工事においても入札を行っていることがあるのかと、今現在もなされているのかと、その辺を確認したいと思います。と言いますのは、指名競争入札が試行に入る段階では、これは復活したという印象を県民に広く与えたわけです。しかし、指名競争入札が既にこういう形でなされていたとすれば、少し県民の受け方も違ってくるかと思ったわけですが、その辺の確認方お願いしたいと思います。

【入札監理課長】

この250万円以下の工事につきましては、随意契約です。これは地方自治法施行令によりまして、250万円以下の工事につきましては、少額ということで随意契約ができる範囲となっておりますので、このところにつきましては随意契約でやっているものでございます。

【美馬委員長】

常松さん、よろしゅうございますか。

【常松委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかに御質問ございますか。

【松野委員】

先ほど事務局からも御説明のあったところなんですが、資料3の18ページ、災害復旧ということで随意契約ということでございますので、落札率が90%を超えるのはやむを得ないかなと思っていただけなんですが、ただ、やはり、100%が5件ありまして、全部南会津建設事務所の工事に集中しているわけなんです。ほかの事務所に比べても非常に落札率が高い、100%の案件もある。これは、何か考えられる事情等があるんでございましょうか。

【入札監理課長】

先ほども申し上げたんですが、一番上の例ですと、予定価格が税抜きで390万円なんですが、1回目に見積合わせをやった時はすべて予定価格をオーバーしておりまして、2回目やった時も全員がオーバーしたということで、やっと3回目が決まったわけなんですが、その時に最も低いのが予定価格と同じだったということでございます。

【美馬委員長】

ということは、南会津の参加業者というのは、割合高い金額でしか入札をしてこないということになるんですか。

【入札監理課長】

この部分だけの例をとって、断定することはできないと思うんですが、先ほど申し上げたとおり、随意契約では予定価格を出しておりませんので、そういうケースは起こり得るのかなと思います。

【美馬委員長】

松野さん、よろしゅうございますか。

【松野委員】

そうすると、ただいま2回も御説明をいただきました18ページの57番のほかの落札率100%のところも、57番と同じようなケースで2回、3回と入札をやったと理解してよろしいですか。

【入札監理課長】

67番は2回目、68番は3回目でございます。59番と62番につきましては、1回目です。

【美馬委員長】

どうですかね。

【松野委員】

ありがとうございました。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

ほかに御質問ございますか。

(特になし)

それではよろしゅうございますか。

それでは報告事項の4番目「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」を御説明いただきたいと思います。

【入札監理課長】

(資料4により説明)

【森林計画課主幹】

(資料4により説明)

【出納局入札用度課主幹兼副課長】

(資料4により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」でございました。

何か御質問ございますか。

【安齋委員】

1つだけお聞きします。

指名停止は、普通は談合を基にした処分が多いんですが、今回のケースを見ると、工事関係の事故というのがあちらこちらに散見されるんですけれども、どういう経緯があったんでしょうか。年度末だったからたまたま多かったんでしょうか。年度末で3月までに工事を終わらせなければならぬという状況の下で発生するのか、それとも季節的な要因で発生するのか、それとも事故自体は前にあったんだけど、処分が年度末に集中したのか、その辺を教えてください。

【入札監理課長】

確かに1月から3月までに工事関係者事故で措置したものが10件ございまして、実際、事故がいつ発生したのかを見ますと、12月から2月、いわゆる冬の期間に発生したのは9件ございます。そうしますと、19年度、工事関係者事故で措置したものが15件ありまして、そのうちの9件ということで、6割が12月から2月に集中しているということで、18年度におきましても、冬の期間には、工事の事故が多くなっております。

【美馬委員長】

それは気候の影響ですか、それとも、仕事が集まるためですか。わかりますか。

【入札監理課長】

なぜ、冬の期間、事故が多くなるかということにつきましては、やはり、基本的に寒くて作業員の方の体が動きにくくなるというようなこともあるのかとは思っております。

【安齋委員】

内容がわからないんですけども、例えば温度が何度以下、強風で風速何メートル以上の時は工事をやっちゃいけないとか、そういう制限はあるんでしょうか。

【美馬委員長】

気候に伴う事業の遂行の制限はあるかということですが。

【入札監理課長】

はっきりしているのは、風につきましては、秒速何メートル以上ということになれば、工事を止めるという基準はあります。

【美馬委員長】

あるそうですが、よろしゅうございますか。

【安齋委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかにいかがですか。

【松野委員】

1点教えていただきたいんですけども、5番から14番と21番から30番、それぞれ緑資源機構の林道整備に係る談合事件関係での業者の方々に対する罰則なんですけれど、これは5番から14番、これは独占禁止法違反ということで12か月ということで、設定する時点で県内でも工事をやっているというようなことは、たぶんこの時点で県御当局もわかっていたはずなんで、ダブルで3か月延長とかそういうことではなくて、最初から3か月延長した形で、要綱第4条第5項該当で、12か月のところを最初から15か月にするとか、そういうことはできないんですか。

【入札監理課長】

5番から14番を掛けたその時点では、県内で行っていたということが把握できなかったわけでございます。それで、その後関係機関に照会いたしまして、事実を確認した上で、県内で行われていたということの確認がとれたものですから、3か月延長したということでございます。

【美馬委員長】

松野さん、よろしゅうございますか。

【松野委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかにいかがですか。

【羽田委員】

34番の関係についてももう少し報告をいただければと思うんですが、先ほど聞きますと、契約違反により解除ということでありましたけれど、その内容について、報告できるような内容であれば、報告いただきたいと思います。それと、解除ということになっているようでございますので、その後のこの工事が完成できたのかどうか、その2点についてお聞かせいただければと思います。

【入札監理課長】

3本の工事を契約したわけなんですけど、なかなか工事に着手しないということで、県の方からは速やかに着手してくださいと、工程表を出してくださいと何度も指示したわけなんですけど、待ってくれということ、そのままずっときてしまって、結果として、工事を着工できないという申し出があって、契約解除となったものでございます。

【美馬委員長】

契約解除後の処理はどうなんですか。

【入札監理課長】

その3つの工事がどうなったかは状況を把握しておりませんので、後日報告したいと思います。

【美馬委員長】

後日報告ということなので、よろしゅうございますか。

【羽田委員】

ということは、3本とも全然着工しなかったということですか。

**【入札監理課長】**

そのとおりです。

**【美馬委員長】**

信じられないですね。

ほかに質問いかがですか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

それでは、報告事項は終わりました、審議事項に移らせていただきます。審議事項では、抽出案件の問題になりますが、まず、抽出された両委員、安齋委員と森岡委員から、抽出の理由について説明をお願いします。それでは、安齋委員、森岡委員の順でお願いしたいと思いますので、安齋委員よろしくをお願いします。

**【安齋委員】**

抽出の経過だけ申し上げます。

2回に分けてやっているんですが、最初は各委員14件程度選んでくださいという依頼でした。その次に、選んだ中から各委員4件程度選んでくださいということでしたが、第1回目の抽出ということで、私の方ではいろんな選定基準を設けて選びました。1つは、総合評価から3件、落札率が95%以上でかつ1千万円以上の工事から2件選びました。同じく落札率が75%以下のものから1件、80%以下でかつ5千万以上のものから1件、それから県外業者が入っているケースを4件選んで、最後に入札参加業者数が10者以上で落札率が85%以上ということで3件、合わせて14件選んでます。それで、ダブっていない森岡委員が選んだ案件と合わせて合計21件選んでます。

それから、2次抽出ですけれども、各委員から4件程度選んでくださいということなので、私にここにあります33番、110番、117番、154番を選んでおります。以上です。

**【美馬委員長】**

それでは、森岡委員をお願いします。

**【森岡委員】**

抽出の経過につきましては、今、安齋委員からお話あったとおりで、抽出の仕方も同様で、総合評価方式の中から、それから、高落札率、低落札率、入札参加者が多かったところということで選ばせていただきました。最終的には資料5の案件番号の1、3、4、5ということで4つ選びまして、それで調整をして今回の抽出案件となりました。

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。

それでは、各契約案件につきまして、各発注機関からの説明をお願いします。県北建設からお願いします。

**【県北建設事務所】**

(資料5により説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございます。

それぞれ説明の方を先にやらせていただきます。

続いて、県南建設お願いいたします。

**【県南建設事務所】**

(資料5により説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。

続いて、若松建設の方からお願いいたします。

**【会津若松建設事務所】**

(資料5により説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。

次は、南会津建設の方お願いいたします。

【南会津建設事務所】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。

最後、勿来土木の方からお願いいたします。

【勿来土木事務所】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。

これから審議に入るんですが、冒頭で決定しましたとおり、これからの審議は非公開といたしますので、傍聴者の方は御退席願います。

ここで委員の皆さん、5分間休憩を取りますので、2時40分から始めたいと思います。

《傍聴者退席・休憩》

【以降は非公開につき概要のみを記載】

<案件番号1について>

【委員】

入札参加資格については、なるべく条件を付けないということでやってきたわけであるが、この案件については、「過去10年間で床面積が1,500㎡以上、かつ階数が2以上の鉄筋コンクリート造建築物の建築工事の工事経験を有する企業」という要件が付いている。格付要件Aというのは、それ相当の資格だと思うが、格付要件だけではダメだったのか。4者しか応札していないが、工事内容と金額から考えると、当該要件を付けなければもう少し応札者があったのではないか。

【委員】

応札可能業者は54者という説明だった。

【県北建設事務所】

この格付要件及び地域要件での対象者は136者あり、工事实績要件を付した場合でも、54者は確保されている。

【委員】

この要件を付けなければならないほど特殊な工事内容だったのか。

【県北建設事務所】

この工事は、既存鉄筋コンクリート造5階建ての全面改修工事であることから、特殊な工事である。

【入札監理課主幹兼副課長】

格付は、主に会社の受注実績や経営状況等を基準としており、個別に技術力を判断して決めているわけではない。そのため、難易度の高い工事では、工事实績等の要件を付すこととしている。

<案件番号2について>

【委員】

無効となるケースについて、業者に周知しているのか。

【入札監理課長】

閲覧図書に添付している。また、ホームページでも掲載している。(ホームページで掲載している内容を各委員へ提供)

<案件番号3について>

【委員】

最低制限価格を下回る者が多い。

【委員】

最低制限価格の見直しの検討はしているのか。

【入札監理課長】

最低制限価格については、今年の1月に見直しして引き上げたところであるが、この案件については、入札が3月17日ということで、従来の最低制限価格だと思って入札してきた可能性があると思われる。



【委員】

過渡期だったので業者が認識しないで入札したのかもしれない。

【委員】

業界からも要望があって見直しをしたものなのに認識がなったというのは信じられない。

【委員】

最低制限価格を上げなくてもよかったのではないか。

【入札監理課長】

3月の条件付一般競争入札は217件あるが、最低制限価格を下回った案件が113件で53%出ている。そうすると、従来の最低制限価格だと思って入札してきた業者が多かったのではないかと推測している。

【委員】

53%も出ているということは、業者に浸透していないということが考えられる。業者の方も勉強不足ということが言えるのではないか。

【委員】

この価格でできると思って入札してきたのではないか。そういうことだと、最低制限価格を上げる必要はなかったのではないか。

【委員】

あまり低い価格だと品質に問題が出てくるということもあるかもしれない。業者はどうしても取りたいという切羽詰まったところがあるのかもしれない。

【委員】

検査体制さえしっかりしていれば、品質は確保できる。

【入札監理課長】

資料1の工事成績点のところで、落札率が高い低いと工事成績は相関関係にないと言ったときの説明として、県が重点監督や中間検査をやっているから低入札でも工事成績点が良いのであって、やらなければ成績が悪かったのではないかと推測できるという話をした。検査をしっかりすれば品質が確保できるというのはそのとおりであるが、低入札案件が多くなると発注機関の手間が掛かってくるわけなので、その行政コストの面からも最低制限価格を一定の線で設けることが効率的なのではないかと考えている。

【委員】

ISOを取得して、見積もりの段階から社内で検査をしているような会社を総合評価の中でポイント数を上げてやっていけば、発注機関がやらなくてもいいはずである。県でも市でもポイントにならないからISOを更新しない傾向がある。そういう面では、一生懸命やっているところを認めていない。県はISOをよく理解して推奨してほしい。

【委員】

この価格でも工事ができると考えて応札しているのに、失格にしてしまうのはいかがなものか。

【委員】

どこかで線を引かなくてはならないということもあるのかと思う。

<案件番号4について>

【委員】

入札参加可能業者数はどのくらいいたのか。

【入札監理課主幹兼副課長】

鋼橋上部工事のAランクに登録されている業者は、平成19年4月1日現在75者である。

【委員】

無効になった理由を詳しく教えてほしい。

【南会津地方振興局】

記載すべき工種、つまり作業する項目が、発注者側の設計書にあるのに見積内訳書になかったということと、見積内訳書の中で実質同じ内容のものが二重に計上されていたという2つの理由で無効となった。

【委員】

その無効原因は頻繁にあるものなのか。

**【入札監理課長】**

無効原因で一番多いのは案件番号2のように一式計上をしたことによるものである。

**【委員】**

入札参加者が少ないというのは、一般的に少ない工事なのか、今回、特別に少ないのか。

**【南会津建設事務所】**

聴き取りはしていないので、明確には答えられないが、一昨年度公共工事における談合事件等があり、参加できる会社が指名停止になっていたことから、応札者が少なかったと推測する程度である。

<案件番号5について>

**【委員】**

いわきの工事であるが、管内では50者いなかったのか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

地域要件については、業者数の少ない地域については30者、その他の地域については、概ね50者確保できるように設定している。いわき建設事務所管内では30者を超えているが、業者数が1桁の管内が複数あり、また、隣接三管内に広げた場合でも、南会津建設事務所管内では業者数を確保できないことから、塗装工事については、最少の金額区分であっても県内要件となっている。

<「抽出案件について」のまとめ>

最低制限価格の設定方法については、もう少し状況を見ていく必要があるとの意見が取りまとめられた。

<その他>

○「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」の際に、羽田委員から質問のあった契約解除後の工事の顛末について

**【入札監理課長】**

改めて入札を行い、2月中に当該業者以外の業者と契約をし、現在施工中である。

○次回の抽出案件の対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名

対象期間・・・平成20年4月から6月契約分

抽出テーマ・・・指名競争入札で行った案件、予定価格を事後公表で行った案件及び最低制限価格（低入札調査基準価格）を下回った者が多い案件

抽出チーム・・・岩淵委員、小川委員